

7 消 安 第 5600 号
令和 7 年 12 月 23 日

別記 1（各都道府県知事） 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始及び旧正月の時期における家畜防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等に係る防疫対策については、「連休期間における家畜防疫対策の徹底について」（令和 7 年 4 月 23 日付け 7 消安第 711 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策徹底通知」という。）等により、生産者をはじめとする畜産関係者等への御指導をお願いしてきたところです。

アフリカ豚熱及び口蹄疫については、中国、韓国等の近隣国を含むアジア地域に広く浸潤しています。特にアフリカ豚熱については、本年 10 月に台湾の飼養豚において発生が確認され、日本が東アジアにおいて唯一の未発生病国となりました。また、2025 年の訪日外客数は、過去最高であった 2024 年の 3,600 万人を上回る見込みであり、入国者等を介してこれらの疾病が我が国に侵入するリスクはこれまで以上に高い状況にあります。

高病原性鳥インフルエンザについては、今シーズンは 10 月 22 日から発生が確認され、全国どこで発生してもおかしくない状況が続いています。現在発生リスクが高い時期を迎えており、12 月 23 日に開催した令和 7 年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議にて農林水産大臣からお伝えした、①早期通報の徹底、②農場のウイルス侵入防止対策が不十分になっているところがないかの再点検、③発生時の速やかな防疫措置の徹底、④大臣指定地域における取組についての御指導を今一度お願いします。

豚熱については、野生いのししの感染区域が徐々に広がっており、本年、長崎県、宮崎県、福岡県及び鹿児島県で野生いのししの感染が新たに確認され、飼養豚においても発生が継続しています。引き続き、農場における飼養衛生管理の徹底を基本とした上で、ワクチン接種推奨地域において適時・適切なワクチン接種を行うことが重要となっています。

これから年末年始及び旧正月（2026 年 2 月 17 日）の時期を迎え、人や物の動きが一層活発になることが見込まれます。農林水産省では、入国者の携帯品や国際郵便物の検査等の水際対策を強化することとしていますが、あわせて、農場における病原体の侵入防止対策の徹底及び疾病発生時における円

滑な防疫措置を講じる体制の確保が重要です。このため、家畜の所有者が家畜の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的な責任を有していることを踏まえ、各都道府県においては、下記について生産者等へ御指導いただくとともに、関係機関、市町村、関係団体等と連携し、防疫措置に必要な体制を確保いただき、疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等

- (1) 畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避けるとともに、帰国時には衣服や靴の消毒等適切な防疫措置を行うこと。
- (2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が、外国人従業員の母国を含む海外から携帯品や国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、外国人従業員への周知を徹底すること。なお、外国人従業員が受け取る国際郵便物等の中に肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

2 農場における病原体侵入防止対策の徹底

- (1) 家畜の所有者（家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がいる場合は当該飼養衛生管理者）は、衛生管理区域に入場する飼養者、獣医師、家畜人工授精師、飼料等の運搬事業者、集乳業者、家畜の導入・出荷に携わる者、工事事業者、生産者団体職員等の全ての者が、車両の消毒、当該衛生管理区域専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒等を徹底するようにすること。
- (2) 飼養管理に関係のない者が衛生管理区域へ立ち入らないよう、境界を明確化するとともに看板等により注意を促すこと。
- (3) 野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネット、畜舎の壁・天井等に穴や破損箇所、隙間等がないか再点検し、不備等を認めた場合は直ちに改善を図るなど、現場の「隙」を埋めること。

3 飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報の徹底

飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の特定疾病に関して、特定症状の疑いがある

家畜を発見したときは、夜間、早朝、土曜日、日曜日等、管轄の家畜保健衛生所の閉庁時であっても速やかに通報すること。また、都道府県は、聞き取りの結果、特定疾病の発生が否定できない場合は、直ちに家畜防疫員を通報のあった農場に派遣するとともに、速やかに動物衛生課に通報すること。

4 年末年始期間における疾病の発生に備えた事前準備

年末年始期間においても、特定疾病が発生した場合には円滑に防疫措置を実施できるよう、都道府県は、次のことについて確認すること。特に、今年度の年末年始期間は事業者等の長期休業も想定されることから、事前に緊急時の対応について調整を図ること。

- (1) 都道府県内の関係部局、関係機関、関係団体、市町村及び関係事業者との緊急連絡体制を再確認すること。
- (2) 防疫措置に必要な焼却施設等の確保状況及びその実効性について改めて確認した上で、防疫計画の再確認を行うこと。
- (3) 防疫措置に必要な人員について、特定疾病が発生した場合には、家畜衛生部局や畜産関係団体だけではなく、民間事業者並びに都道府県内の関係部局、市町村からの動員を含む体制となることをこれらの関係者に改めて周知すること。
- (4) 防疫措置に必要な資機材については、大規模農場における防疫措置、発生の継続等も念頭に、初動対応に必要な量を確保すること。また、資機材の運搬及び動員者の輸送等に必要な車両を手配できるかどうかについて、再確認すること。特に、資材や輸送業者については、年末年始等を含め、年間を通して防疫措置に支障が出ないよう、予め委託契約を結ぶなど、体制を確保しておくこと。

(別記 1)

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事

香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事